

<横浜市議員（旭区選出）古川なおきの市政活動報告>

第51号
2005年11月15日
一月刊



古川なおきレポート

古川レポート編集部 〒241-0825 横浜市旭区中希望が丘252-50
TEL.045-391-4000 FAX.045-366-9700 naoki@furukawa2002.com



stop!受動喫煙

横浜市コールセンター
tel664-2525
ぜひご利用ください!

皆さんお元気ですか！夏の衆議院選挙とその後の参議院補欠選挙の対応等でまたまたレポートの発行が遅くなりましたことをお詫びいたします。

さて、9月には横浜市会本会議で中田市長に、10月には決算特別委員会で衛生局長に対し「タバコの受動喫煙防止対策」について持論を交えて質問しました。

煙草の受動喫煙の問題は深刻で、近年、煙草が人体に及ぼす影響が大きな問題となり、世界保健機関（WHO）が採択した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」も発効し、我が国も批准国としてたばこ対策を強力に推進することが求められています。また、平成15年5月1日には、国民が健やかに豊かに生活できる活力ある社会をめざして「健康増進法」が施行されました。この法律の第五章第二節受動喫煙の防止第二十五条には、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」とあり、事務所や飲食店など多くの人が集まる施設の管理者には受動喫煙を防止する措置をとる努力義務が課せられました。自分の意思にかかわらず、他人の煙草の煙を吸うことになる「受動喫煙」は、単に不快感を与えるだけでなく、肺癌などの疾病リスクを上昇させ、胎児への影響も大きく深刻な問題です。

我が国は喫煙率が欧米諸国と比べて高く（29%）、煙草の煙を吸いたくない人が吸う人にやめてほしいと言えない雰囲気や、煙草産業を国策

として推進してきた経緯があり、このことが受動喫煙に対する取り組みの遅れに繋がっていると考えられます。また煙草の値段についてもアメリカやドイツでは一箱約800円で販売しており（パッケージには肺がん患者の肺の写真入り）、我が国の300円とは差があります。この差が煙草に対する考え方の差であり日本政府の煙草問題に対する認識の甘さなのではないでしょうか。

こうした中、横浜市では、この数年で煙草の害に対する危機感が高まり、禁煙サポート事業や禁煙のための各種講習会の開催、公共施設の禁煙や分煙化を促進しています。また民間でもオフィスビルや駅など人が集まる場所は禁煙になるなど多少の効果はありました（表1）。しかし飲食店等ではほとんど進んでいません。これは、店内の禁煙が努力義務だけで法律上の罰則がないこと、空分煙とはいえ店内の改装に費用がかかること、愛煙家のお客様に遠慮してなど、いくつかの理由が考えられます。一部では喫煙席と禁煙席を分けているレストランもみられますが、これでは空分煙されていないので受動喫煙は防止されていません（アメリカのコーヒーストップのスターバックスは店内全面禁煙、タリーズは店内をガラスで仕切り完全空分煙を実施し、「和民」赤羽店も最近全面禁煙居酒屋としてオープンし、予想以上に繁盛しています）。

一方、欧米諸国や各都市は煙草の受動喫煙問題に早くから取り組んでいます。中でも、ニューヨーク市やアイルランドでは、すべての飲食店

(表1) 市内禁煙・分煙の状況

＜民間施設＞	
金融機関	89.6%
医療機関	80%
飲食店	6.5%
居酒屋、バー	2.2%
＜公共施設＞	
市民利用施設	88.8%
庁舎・事務所	37.1%

において店内で働く労働者を煙草の害から守るため、法律や条例で喫煙を禁止しています。違反した店の経営者は罰金を課せられ、何らか違反すると営業権を剥奪されるという厳しいものです。

愛煙家の方の中には、人前で喫煙する時は周囲の了解を得て一服されるスマートフォン方もいらっしゃいますが、煙草の煙を吸いたくない人が否応無しに吸わされ健康を害してしまふ事態を避けるため、私は、欧米の進都市に学び、煙草の受動喫煙防止の条例化を提案することも対策の一つだと考えます。反対意見として煙草は個人のモラルや嗜好の問題であるとか、煙草を購入することで横浜市の財政に貢献している、などの意見もありますが、個人の嗜好が他人に害を及ぼすことに優先するとは考えられません。また、煙草による税収よりも、喫煙が影響して疾病となつた場合の治療費から発生する健康保険会計の方が大きいことも認識すべきだと思います。

先日、厚生労働省は今まで全額自己負担だった禁煙支援を、来年4月実施をめざし健康保険の対象にすることを発表しました。禁煙を「ニコチン依存症」という病気に対する治療ととらえ、肺がんや心筋梗塞、脳卒中などの生活習慣病の原因とされる喫煙を減らすことで、増大する医療費を押さえようとするものです。（15年後には1846億円の医療費が抑制できると試算されています）

予防に優る治療無し、と言われますが、政府も横浜市も煙草問題について本格的に取り組みます。喫煙者の皆様には少々耳の痛い話だとは思いますがどうかご理解とご協力をお願い申し上げます。

横浜市議員 古川 直季

禁煙を考えてみませんか

1分禁煙すると	たばこのダメージから回復しようとする機能が働き始める。
20分で	血圧は正常近くまで下降する。脈拍も正常付近に復帰する。 手の体温が正常にまで上昇する。
8時間で	血中の一酸化炭素レベルが正常域に戻り、血中酸素分圧が正常になって運動能力が改善する。
24時間で	心臓発作の確率が下がる。
48時間で	臭いと味の感覚が復活し始める。
48～72時間で	ニコチンが体から完全に抜ける。
72時間で	気管支の収縮が取れ、呼吸が楽になる。肺活量が増加し始める。
1～3週で	体循環が改善する。歩行が楽になる。肺活量は30%回復する。
1～9か月で	咳、静脈うっ血、全身倦怠、呼吸速迫が改善する。
5年で	肺がんになる確率が半分に減る。
10年で	前がん状態の細胞が修復される。口腔がん、咽頭がん、食道がん、膀胱がん、腎がん、膵臓がんになる確率が減少する。

《上記のすべての利点は、たった一本のたばこで失われてしまう！》
American Lung Associationのパンフレットより

「禁煙してよかった。」
よかった理由1
 周りの人が喜ぶ
 有害な煙を吸わせないので
 周囲に不快感を与えない
よかった理由2
 お金がたまる
 1日1箱1年間たばこを
 吸うと約10万円です
よかった理由3
 病気のリスクが減る
 肺がんや心臓病などで死亡
 する確率が低くなります
よかった理由4
 自分が気持ちいい
 目覚め爽やか 食べ物がおいしい
 咳や痰がとまる

たばこを減らすためのポイント

- 「1分がまん」を3回繰り返す ○深呼吸する ○体を動かす ○散歩にでかける
- 歌をうたう ○冷たい水で顔を洗う ○大量に水を飲む ○ようじをくわえる
- ガムを噛む ○百から逆に数える ○喫煙する場所、時間を限定する

◆◆◆◆喫煙は歯肉の老化を促し、歯周病を進ませます◆◆◆◆

喫煙により歯周病が進む理由

- ①たばこタール成分の付着が歯周病の原因となる歯垢、歯石をつきやすくさせます。
 - ②たばこのニコチンが歯肉の血管を収縮させて、めぐりを滞らせます。
 - ③喫煙者は白血球の数が多く、たばこの各種成分が白血球を刺激して局所の炎症を促します。
 - ④喫煙によりビタミンCが消費されて、歯肉にある細胞のコラーゲン合成を抑制します。
- ・・・喫煙しない人の歯肉の老化と比べて、喫煙者の歯肉の老化は10～20年進んでいるといわれています。

横浜市では
禁煙サポート事業を
行っています。詳しくは、
各区福祉保健センター
福祉保健課健康づくり係へ
お問い合わせください！

横浜市会第4回定例会日程

月日(曜日)	開会時刻	会議日程
12月6日(火)	午前10時	市会運営委員会
12月7日(水)	午前9時15分	市会運営委員会
	午前10時	本会議(第1日) 決算議決、 議案上程・質疑・付託
12月13日(火)	午前9時15分	市会運営委員会
	午前10時	本会議(第2日) 一般質問
12月15日(木) ～12月20日(火)		常任委員会(議案等審査)
12月22日(木)	午後1時15分	市会運営委員会
	午後2時	本会議(第3日) 議案議決

ぜひ傍聴におこください！(本会議のインターネット中継も行われます！)

古川なおきプロフィール 明治大学大学院在学中！

昭和43年8月31日横浜市生まれ 38才
 県立希望ヶ丘高校・明治大学卒業
 横浜銀行勤務後、議員秘書となる
 平成7年横浜市議員初当選(26才)
 平成17年度市民教育常任委員会委員
 同 大都市行財政制度特別委員会委員長
 自民党横浜市支部連合会青年局長
 横浜青年会議所(JC)

日本動物福祉協会横浜支部支部長
 鶴ヶ峰商店街協同組合顧問
 希望ヶ丘高校同窓会桜蔭会評議員
 旭区スポーツダンス協会顧問
 旭区サッカー協会顧問
 学校法人 八洲学園 理事
 NPO法人スクール・エイド・ジャパン理事
 卓球本間クラブ所属

古川なおき☆スクエア



今回は、夏休みを利用して古川直季事務所にインターンにきた学生で勉強会を行いました。

古川なおきスクエアとは、学生が中心となって運営する勉強会です。毎回さまざまな分野で活躍する方を講師としてお招きし、講演と質疑応答、懇談という形で行っています。参加者は大学生に限りませんので、参加を希望される方はお気軽にお問い合わせください。次回は年明けの予定です

古川直季事務所
 TEL045-391-4000 FAX045-366-9700
 jimufurukawa2002.com